



一人で悩まずにご相談ください!! (電話・面談、出張) 発行人 牧坂秀敏・小宮 豊

人権相談員便り [結い]

東京都人権プラザ 〒111-0023 台東区橋場 1-1-6 TEL.03-5808-9682(特定相談(同和問題)窓口です)

ブラック企業、障がい者虐待の実態から一人ひとりの人権と尊厳を守り、誰もが生きやすい社会へ!!

ブラック企業を許さない 取り組みの強化を!!



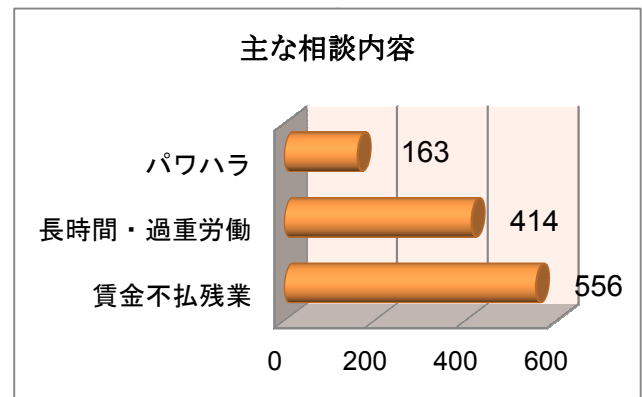
◆電話相談1日で1042件

「結い」37号でお知らせしましたが、厚生労働省は、残業やパワハラなど労働環境が悪い企業、いわゆるブラック企業、「若者の『使い捨て』が疑われる企業」等への取組強化を掲げ、9月を「過重労働重点監督月間」として、ブラック企業の実態調査を行いました。対象は当初予定の4000を上回る4千数百社に上りました。特に悪質だったり、是正勧告を守らなかったりした企業については、年明けにも社名公表する方針です。

また、9月1日に厚生労働省が実施した若者の「使い捨て」が疑われる企業・事業所等に関する『無料電話相談』には、全国で1,042件の相談が寄せられました。

相談が多かった業種は、製造業213件(20.4%)、商業207件(19.9%)、その他の事業108件(10.4%)の順でした。

主な相談内容としては、賃金不払残業556件(53.4%)、長時間・過重労働414件(39.7%)、パワハラ163件(15.6%)の順でした。

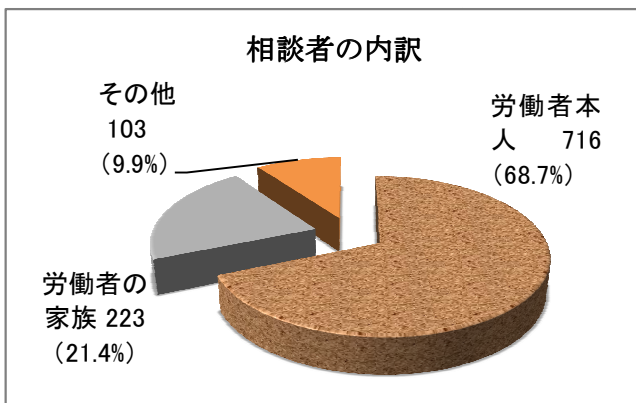


◆20代4人に1人、「職場がブラック企業」

連合のシンクタンク、連合総研が10月1日～6日までインターネットを通じて首都圏と関西圏に住む民間企業で働く20代から60代前半の2千人を対象に実施したアンケートで、勤め先がブラック企業に当たるかどうか、との問いに「思う」「どちらかといえば、そう思う」との回答は、20代が23.5%、30代が20.8%、40代が15.4%と続き、50代は11.2%と20代の半分の割合でした。

若い世代のほうが、自分の勤務先が長時間労働や残業代不払いなど違法な働き方で若者を使い捨てにする「ブラック企業」に当たると考えているという結果が出ました。

「過去1年間に職場で違法状態があったか」との質問に対し、全体の29%が「ある」と回答。具体的には「残業代の未払い」(19.3%)が最も多く



相談者の内訳ですが、労働者本人が716件(68.7%)、労働者の家族が223件(21.4%)、その他が103件(9.9%)の順でした。

相談の対象となった労働者の年齢は、30～39歳253件(24.3%)、20～29歳252件(24.2%)、40～49歳182件(17.5%)の順でした。

挙げられ、「有給休暇を取れない」(14.4%)などが続いています。

また、職場に「仕事で心身の健康を害した人がいる」と答えた人は35.6%、「日常的に長時間労働」が30.6%、「短期間で辞める人が多い」が26.9%でした。

ブラック企業が社会問題としてクローズアップされてきましたが、働く労働者を取り巻く現状は厳しさを増していることがデータで明らかになっています。

1人ひとりの労働者が自らの権利と尊厳を守るためには、経営者側と対等な立場で賃金労働条件や職場改善を求め闘う労働組合をつくることも選択肢としてあるでしょう。

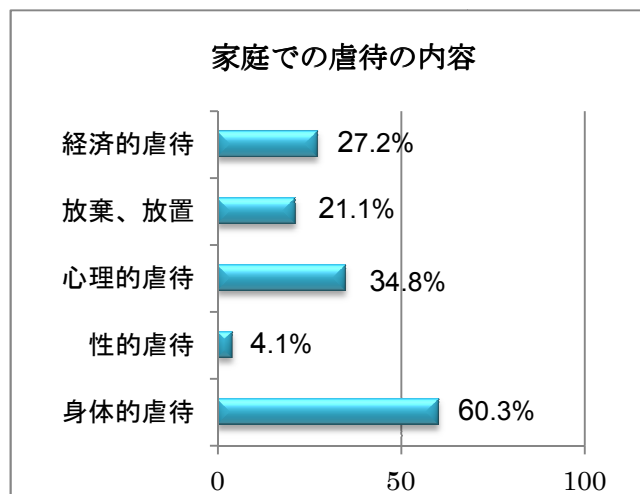
決して、泣き寝入りしないでください。

障がい者虐待 半年間で1699人

◆通報の3割が虐待認定

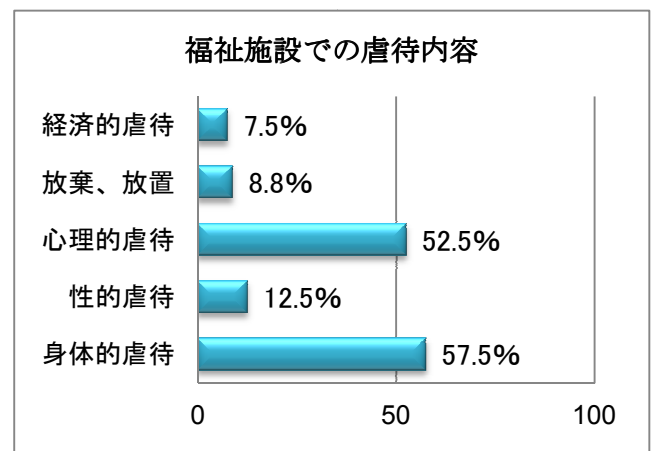
『障害者虐待防止法』が施行(昨年10月)されてから1年が経ちました。このほど、施行から半年の全国の通報や認定の状況を厚生労働省がまとめました。通報は4502件で、うち1524件で虐待があったと認定されました。「家庭の養護者による虐待」、「福祉施設での虐待」、「職場での虐待」の3つに分類して集計されています。

家庭の虐待通報は3260件で、うち1311件(約40%)で虐待を認定し、一時保護などの措置が取られました。虐待の内容は身体的虐待が60.3%、暴言や無視などの心理的虐待34.8%、賃金の搾取など経済的虐待27.2%、介助などの放棄・放置21.1%などとなっています。



被害者は40~50代が41.5%を占め、虐待したのは60歳以上が36.7%ということから、高齢の親と中高年の子という孤立した状況が虐待につながったと考えられます。

福祉施設での虐待の通報は939件で、うち認定されたのが80件(約9%)。家庭での虐待と比べて大きな差がありますが、これは施設側の非協力的な姿勢などが影響していると考えられます。昨年法施行直後、精神障がい者施設での虐待が元職員の通報により明らかにされた事件がありましたが、運営母体の社会福祉法人理事長による長年の虐待が表面化することはありませんでした。



被害者は20~30代が48.3%と半数近くを占めています。虐待の内容は、身体的虐待が57.5%、心理的虐待52.5%、さらに性的虐待も12.5%と目立っています。

職場での虐待の通報は303件で、うち認定されたのは133件(約44%)。虐待の内容では、最低賃金法違反などの経済的虐待が84.5%を占めていました。

◆障がい者が生きやすい社会へ

虐待されたと認定された1699人の障がい者の内訳は、知的障害52.4%、精神障害33.7%、身体障害25.1%(複数回答)などとなっています。通報で「本人による届出」は3割弱ですが、「助けて」と声を上げづらい障がい者の被害が多いことを考えると、より障がい当事者に寄り添ったきめこまかい対応が求められます。

家庭・地域や職場そして福祉施設での障がい者虐待を許さず、見逃さず、障がい者が生きやすい社会をとものにめざしていきたい。